○国土交通省告示第千三百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中田切川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　長野県駒ヶ根市赤穂八番一三地内四等三角点大徳森を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を昭和十年内務省告示第百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九六度三一分二〇秒　一号

標柱一号から二一三度三八分〇五秒　二号

八五・二四四メートルの地点

ロ　長野県駒ヶ根市赤穂八番一三地内四等三角点大徳森を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱三号と四号を結んだ線及び標柱三号と四号を昭和十年内務省告示第百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一六度四一分一七秒　三号

五七七・一二一メートルの地点

標柱三号から二八一度五七分五二秒　四号

九六・八〇三メートルの地点

ハ　長野県駒ヶ根市赤穂八番一三地内四等三角点大徳森を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱五号と六号を結んだ線及び標柱五号と六号を昭和十年内務省告示第百三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二〇三度四四分一九秒　五号

一五七・三一九メートルの地点

標柱五号から一三四度二五分〇五秒　六号

三一・六九七メートルの地点

○国土交通省告示第千三百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小嵐川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡天龍村大字平岡字熊伏山二五二番地内一等三角点熊伏山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号を順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第千八百三十号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から六一度三一分五四秒　一号

一九〇二・五一五メートルの地点

標柱一号から一五二度五四分一三秒　二号

三四・六〇七メートルの地点

標柱二号から一七一度四一分〇一秒　三号

一三四・二五四メートルの地点

標柱三号から七六度一三分五四秒　四号

四〇・二九八メートルの地点

標柱四号から一〇〇度一四分四四秒　五号

一五・四九〇メートルの地点

標柱五号から一九〇度四九分四六秒　六号

四二・〇一一メートルの地点

標柱六号から二〇〇度二〇分二三秒　七号

八五・三九六メートルの地点

標柱七号から二三六度五九分五二秒　八号

九九・〇五六メートルの地点

標柱八号から一八四度〇一分三七秒　九号

一〇一・八五三メートルの地点

標柱九号から二六〇度〇六分四九秒　十号

四九・三六〇メートルの地点

標柱十号から三四九度一一分五六秒　十一号

一六三・三四〇メートルの地点

標柱十一号から二〇度五三分〇二秒　十二号

一四七・八一三メートルの地点

標柱十二号から三三三度〇四分三三秒　十三号

五四・九〇六メートルの地点

標柱十三号から三五八度〇五分四二秒　十四号

五二・九九三メートルの地点

標柱十四号から一八度五五分五一秒　十五号

四八・一〇五メートルの地点

○国土交通省告示第千三百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

熊野

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

和歌山県田辺市熊野

字黒藏口

二二番及び二三番　二六番

三〇番及び三一番　三一番一

三二番一から三二番三まで　三三番及び三四番

一二四二番及び一二四三番　一二四三番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十六年国土交通省告示第九百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県田辺市熊野

字大原垣内　二一二番一　一号

二一二番二　二号及び三号

二一一番　四号及び五号

二〇九番　六号

二〇八番　七号及び八号

二〇七番　九号及び十号

二〇四番　十一号及び十二号

二〇四番　十三号

地先河川敷

字黒藏口

一二四〇番　十四号

地先河川敷

一二四二番一　十五号及び五十一号から六十三号まで

一二四二番一　十六号

地先河川敷

一二八番一　地先河川敷

二四番　二五番　地先河川敷

一二五一番二　一二四二番　一二四〇番

一九〇番　一八九番　一八六番二　一八五番　一七五番二

一七一番二　一六九番二　一五八番　一六一番　一五五番

字中垣内

字ズミ　九三番　八八番

字笹ケ垣内　六六番二　地先河川敷

字栢ノ木谷　二六五番　地先河川敷

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八十八号から百十八号までを順次結んだ線及び標柱八十八号と百十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十六年国土交通省告示第九百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県田辺市熊野

字笹ケ垣内　一二六二番二　一二六一番　一二六一番　地先河川敷

字黒藏口　一二五八番　地先河川敷　一二五八番　一二五七番

四十二号及び四十三号　四十四号及び四十五号　四十六号及び四十七号　四十九号　五十号　六十四号から八十六号まで　十七号　十八号及び十九号　二十号から二十二号まで　二十三号　二十四号から二十七号まで　二十八号及び二十九号　三十号から三十三号まで　三十四号　三十五号　三十六号及び三十七号　三十八号及び三十九号　四十号及び四十一号　四十八号　八十七号　八十八号　八十九号から百号まで　百一号　百二号　百三号から百十七号まで　百十八号